犬や猫の保護・譲渡活動を行う方へ こんな方はおられませんか?



□ 犬や猫を10頭以上飼っている





□ その犬や猫はペットではない(他の人へ譲る 目的で飼っている、または預かっている)

□ 自宅等でケージに入れる、専用部屋で飼う、 または専用施設で飼うなど、人の居住部分と分 けて飼っている



全てに 図該当する ときは・・・

「第二種動物取扱業」の届出が必要です 熊本市動物愛護センター へご相談ください

※動物を飼っている場所が熊本市外の場合:管轄の保健所へ

相談·届出先

熊本市動物愛護センター TEL:096-380-2153 (平日 8:30~17:15) 「第二種動物取扱業」ってなに? という方も、おたずねください



